

ちばし道路サポート制度運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ちばし道路サポート制度実施要領（以下「要領」という。）の施行に際し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 要領第2条に規定する活動内容は、下表のとおりとし、参加者の安全の確保が最優先であることから、活動場所の道路状況（幅員、交通量等）、作業の安全性（難易度、使用する用具等）を総合的に勘案し、道路サポーターが安全と判断できたものに行うものとする。

活動項目	内 容
清掃（路面・植栽帯）	道路内のゴミ拾い、落ち葉拾いなど
除草	道路内の草取り、草刈り
道路内花壇利用 （草花の植栽及び管理）	道路内（植栽柵や余剰地等）における草花の植栽、水やり、草取りなどの管理 ※草花の高さは、自動車の運転手や歩行者の視野を遮らないものとする
側溝及び集水柵の清掃	道路内の側溝及び集水柵の清掃 ※車両の通行を妨げる活動、または、交通規制が必要となる活動は除く
街路樹の剪定	道路内の街路樹（脚立等を使用せず、手が届く範囲内）の剪定 剪定の仕方については、事前に所管土木事務所と相談し実施するものとする
除雪	道路内の雪かき等
道路パトロール及び情報提供	道路内の異常箇所の連絡 ※道路照明灯等の異常は、管理番号も併せて報告する
その他	その他道路環境の維持に係るもの

(活動に対する市の支援)

第3条 要領第7条に規定する支援の内容は、次の表のとおりとする。

支援項目	内 容
活動に必要な物品の支給	制度名入りごみ袋及び土嚢袋、軍手、ゴム手袋 ただし、活動の状況に応じて必要と認められる場合に限るものとする。
活動に必要な用具等の貸与	制度名入り腕章、制度名入りカラーコーン及び一輪車、トング等感染症対策物品等、ただし、活動の状況に応じて必要と認められる場合に限るものとする。
活動により発生したごみの収集	サポート団体からの報告を受けた所管土木事務所が回収
千葉県ボランティア活動補償制度の適用範囲内での補償	「千葉県ボランティア活動補償制度取扱要綱」及び「千葉県ボランティア活動補償制度取扱要領」に基づく補償
その他活動に関し市長が必要と認める支援	(1) 安全作業のための注意事項を記載した文書の配付 (2) 道路サポーターからの要請に基づく現地指導・助言等 (3) 凍結防止剤等の配付

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。